

平成四年総理府令第四十二号

国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律施行規則

条第一項及び第十条第四項の規定に基づき、並びに国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号）及び国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律施行令を実施するため、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律施行規則を次のように制定する。

（本部の事務局の調査官）

- 第一条 国際平和協力本部の事務局に、調査官一人を置く。
- 第二条 調査官は、命を受けて、参事官のつかさどる職務を助ける。

（隊員の着用する記章の制式及び被服）

- 第一条 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律施行令（以下「令」という。）第五条第一項の内閣府令で定める記章の制式は、別表第一のとおりとする。
- 第二条 令第五条第二項の内閣府令で定める被服は、別表第二のとおりとする。

前項の規定にかかわらず、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第十三条第二項の規定に基づき海上保安庁長官により国際平和協力隊に派遣され、同法第三条第五号りに掲げる業務に係る国際平和協力業務に従事する隊員にあつては、海上保安庁法（昭和二十三年法律第十八号）第十七条第三項の規定に基づき定められた服制による被服を着用するものとする。

（小型武器の貸与及び返納に関する帳簿に記録する事項）

第三条 令第十条第四項の内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 小型武器を貸与された隊員の氏名
- 二 当該隊員が従事する業務の種類及び内容
- 三 貸与した小型武器の番号
- 四 貸与時及び返納時の銃弾数
- 五 小型武器を貸与された隊員の確認の署名
- 六 小型武器の返納を受けた管理責任者の確認の署名
- 七 返納時の小型武器の異常の有無その他の記録すべき事項

附 則

（平成二年八月一四日 平成三年内閣府令第六号）

- （施行期日）
 - 1 この中央省庁等改革推進本部令（次項において「本部令」という。）は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。
 - 2 この本部令は、その施行の日に、中央省庁等改革のための内閣府組織関係命令の整備に関する命令（平成十三年内閣府令第六号）となるものとする。
- 附 則（平成二年八月一四日総理府令第八八号）
 - 1 この府令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。
 - 2 この府令は、平成二年八月一四日総理府令第八八号（平成二年八月一四日総理府令第八八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

うす青色の外縁に紺色の、内縁に黒色の縁どりをし、上部に黒色の「JAPAN」の文字を、中央に国旗及び緑色の月けい樹模様を配し、文字と国旗の間に黒色の線を一本付ける。

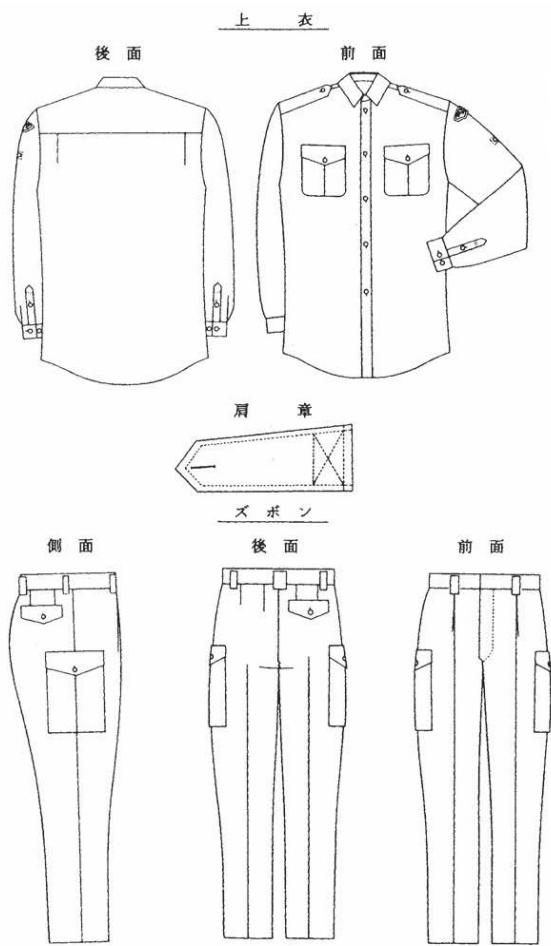
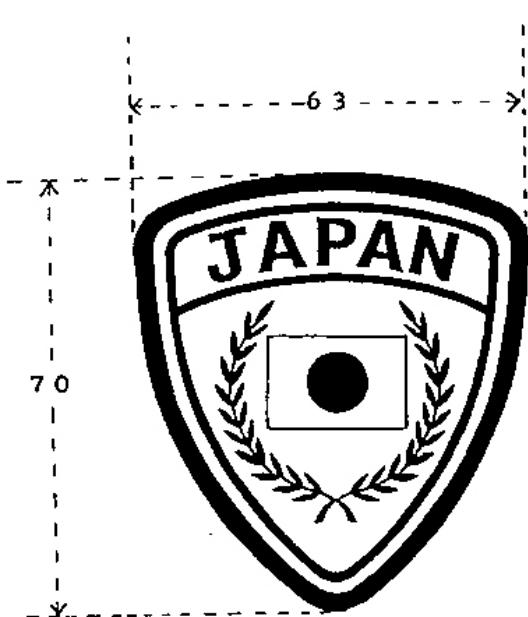
形状及び寸法は、図のとおりとする。

図

数字は寸法を示し、単位はミリメートルとする。

別表第一（第二条関係）

上衣
色
淡青色とする。肩章は青色とする。



ズボン		ワツペ		上 衣		後 面		前 面		肩 章		立 標		
地質	製式	地質	製式	地質	製式	地質	形狀	地質	形狀	地質	形狀	地質	形狀	
毛織物、化学織維の混紡織物とする。 立ち襟とする。	襟	いぶし金色の樹脂製のボタン五個を一行に付け、前立てをつける。 外側の端を両肩の縫い目に縫い込み、襟側をいぶし金色の樹脂製のボタン各一個で留める。	前面	タブ付き、カフス式の長袖とする。 タブ留めに各一個、カフス部に各三個いぶし金色の樹脂製のボタンを付ける。	前面	いぶし金色の樹脂製のボタン各一個を付ける。	形状は、図のとおりとする。	青色とする。	毛織物、化学織維の混紡織物とする。	腰帶付き長ズボンとする。左右脇縫い目を中心雨ぶた付き袋式ポケットを各一個、後ろ右側に雨ぶた付き切りポケットを一個設け、各ポケットには青色のボタン各一個を付ける。	後面	左そで上部に所定のワツペをはさみ縫いする。	前面	いぶし金色の樹脂製のボタン各一個を付ける。
立襟	立襟	立襟	立襟	立襟	立襟	立襟	ヨークを付ける。	立襟	立襟	立襟	立襟	立襟	立襟	

ワッペン